

第12章 戦後初期の「婦人教育政策」とガールスカウトにみられる性別教育観の検討

本章では、女子青年教育団体であり、性別団体であるガールスカウトが占領期においてC I Eによって奨励された意味について明らかにしたい。戦後教育改革の中で、学校教育における6・3・3・4制の単線型の学校体系と男女共学の学校体制が発足し、また、社会教育においてもC I Eによって「婦人教育」「母親学級」等の講座が男女に平等でないという理由で禁止されている。その様な教育における男女共同の原則が進められる中で、青年期の女子を「女子団体」として特立することは、性別教育を固定すること、とも捉えられかねない。その際、C I Eの青年教育の担当者は「女子青年教育団体」としてのガールスカウトをどのように捉えていたのか、それによって、戦後ガールスカウト出発時の女子教育観について検討することが本章の目的である。

以下では、まず、戦前から戦後にわたる日本の婦人教育政策、占領期における女性政策と「婦人教育」禁止の経緯について概観し、「婦人教育」政策に関するGHQ内部の多様な立場、見解を検討したい（第1節）。次に、占領期のGHQ女性スタッフを中心とした「婦人教育」観について考察を行い（第2節）、占領後期の1951年に「婦人教育」が復活することになった背景について分析する（第3節）。以上、「婦人教育」の禁止、「婦人教育」復活の背景にある占領政策の転換について検討しながら、C I Eに指導された女子青年団体としてのガールスカウトにみる女子教育観とその意味を確認したい（第4節）。

第1節 占領期における女性政策と「婦人教育」禁止の経緯

前史として、社会教育の歴史を辿った時、政策として家庭教育と婦人団体が注目されたのは、生活改善運動、とりわけ昭和恐慌期の「家庭教育振興ニ関スル訓令」（1935年）であり、特性教育としての側面からであった。文部省が昭和恐慌期に家庭教育振興、婦人団体の組織化を強調した目的は、国内の経済的・思想的危機の回避にあり、戦時体制強化の文脈の中にあっただ。国家的困難の中で女性と家庭が注目される。経済的困窮と秩序意識の混沌の解消を家庭との関連において女性に期待するという姿勢は、敗戦直後の文部省の「婦人教育」・家庭教育にも連続している。第2次世界大戦末期、「銃後」役割の最後に登場したのは「戦争の決を取るものは婦人なり」（大本営陸軍部報道班）¹という一文であった。皮肉にも、戦前の婦人団体が1942年の大日本婦人会への統合を経て、本土決戦直前において解散されたことは、戦場の前線に立つという男性と「同等の役割」を女性に求めたことを示している。

日本の敗戦後、GHQの総司令官であるマッカーサーは着任直後に改革指令を示し、女性参政権は、教育の自由主義化、圧制的諸制度の撤廃、労働組合の結成、経済の民主化とともに五大改革とされた。その後、民法の改正と日本国憲法の第14条、第24条は男女平等の明文化と女性の自己決定を示すものとなった。教育に関しては、女子教育刷新要綱（1945. 12）、米国教育使節団報告書（1946. 3）、帝国大学総長会議・大学入学者

選抜要項・国民学校施行規則改正での女子の大学入学試験資格認可、義務教育初等科の男女共学、旧制高校入学資格がすすめられた。以上を受けて、1947（昭和22）年制定の教育基本法では第5条に男女共学が明記された。戦後教育改革において、男女共学の6・3制が発足し、社会教育においてもその活動は基本的に男女共同参加となった。

しかし、このような動きの中で、文部省は「婦人教育」の維持を図ろうとするのである。例えば、1945年11月、「昭和21年度婦人教養施設ニ関スル件」を通達している。そこでの「母親学級開設要項」、「家庭教育指定市区町村設定要項」には、初の婦人参政権行使にむけた政治教育の配慮は存在するが、「家族制度を基盤とし、その中での主婦・母親役割を女性に求める理念」にもとづいていた²、と理解されている。

これに対し、1945年11月、GHQ-SCAPの5大改革の第一指令は、選挙権・被選挙権賦与による「婦人解放」であった。GHQ文書以前の国務・陸・海軍3省調整委員会（SWNCC）文書等の研究³によって、日本占領政策としてアメリカ的民主主義をすすめるために、極度な中央集権化制度、国家神道、家族制度が問題視され、5大改革指令が出されたことが指摘されている。女性の権利問題について「最も簡単明瞭で、通説となっている答え」は、「アメリカは日本を戦争へと導いた軍国主義やファシズムの根本原因は、反民主主義的な家族制度にあると考えていた。それで、家族制度の改革という大きな政策の一環として、女性の権利強化が考えられた」⁴というものである。戦勝国による軍事的プレゼンスを背景とした解放の図式が存在することは確かである。そこには、間接統治形態とはいえ、占領政策としての民主的改革の推進という矛盾がそこにある。マッカーサーを頂点としたGHQを全体としてみれば、占領政策としての女性解放の限界は存在する。マッカーサーの「婦人解放」は、『回想録』で「心暖まる出来事」と語られ、民主化のメルクマールとなったが、彼自身の成育史-母子関係、をめぐる背景も指摘されている。解放者であるとともに、「將軍は婦人たちが婦人だけの団体を作って行動するようなことは戒め」⁵、それは、GHQ上層部の基本方針にもなった。

女性政策をめぐるGHQ内部の対立の一例として、1946年5月、民間情報教育局（CIE）のウィード(Ethel B.Weed)たちの覚書から始まった女性の社会的・経済的地位に関する総合的な行政機関の発案が、翌48年8月の労働省婦人少年局（初代局長・山川菊栄）として承認された過程が指摘される⁶。当初、内務省内の婦人局、あるいは半ば独立した婦人省(庁)という提起について、民政局(GS)の局長特別補佐ハッシー(Alfred R. Hussey)は、①そのような部局の設置は男女間の相違を強調し利益の分離を引きおこす、②不必要に物事を混乱させる、③日本の男性の間に強い反発をよびおこす⁷、と反対した。ハッシーは、女性が重要な行政の諸部門、労働、福祉、教育などあらゆる部門に代表を送ることに賛成するが、女性解放のための運動という点で批判的であり、これは民生局のケーディス(Charles L.Kades)局長の判断でもあった。それは、社会的な不満がある人々、抑圧された集団が社会的に救済される道は、その集団の独立した行動ではなく、あくまで調整と協力を通じて達成されるという見解であり、1930年代、陸軍参謀長として退役軍人デモ

を鎮圧したマッカーサーの思想でもある。方法が合法的である限り独自の主張を持つ社会的集団が形成され、行動できるという多元主義的な民主主義観（合衆国では、1960年代以降に形成）は当時、容認されなかった⁸のである。

社会教育に注目した場合にも、母親学級開設奨励に象徴される文部省の戦後初期「婦人教育」案に対し、ネルソン(John M. Nelson—C I E)は「①男女の厳格な社会差別を助長する、②学習内容や運営方法の実態において、戦前的な体制が引き継がれている」⁹と批判している。女性をのみ対象とした名称は「両親学級」「社会学級」に変更され、「婦人教育」も行政用語上1951年の『社会教育の現状』（文部省）まで、禁止された。戦前からの「婦人教育」政策を批判的に検討した結果、女性をのみ対象とすることを問題視し、両性参加を原則とした判断である。同様な観点から「婦人団体のつくり方育て方（文部省案）」（1946年5月）は「団体の民主化とは」（46年8月）に改められ、PTAの結成が提起された¹⁰。両性参加原則は、戦前から連続した文部省「婦人教育」政策への批判であるが、当時のGHQ上層部の民主主義観と両性協力の教育観を前提とした措置でもあった。つまり、日本政府が主導し、女性のみを対象とした学級・講座を戦前からの「政府主導の連続性」という観点から否定したが、従来の性差別・性抑圧を解消するために、さらに女性の地域社会や政治に能動的に関わるために教育機会を設けることは別の問題であり、その点から新たな女性を対象とした教育機会の是非が検討された。

第2節 占領期女性スタッフを中心とした「婦人教育」観

占領期間のうち1946年から51年は、用語上は「婦人教育」が禁止された時期であった。にもかかわらず、女性の参政権とその実質化について議論され、男女平等と社会教育のあり方が模索された時期ともなった。

占領期の女性の教育と女性解放を考える際、女性史研究の立場から次の3点の指摘を考慮しておく必要がある。「一つは日本女性が婦人政策の恩恵にあずかっただけの受身的存在ではなく、政策の立案・実施に積極的に参加し重要な役割を果たしたこと。第2に日本女性が得た権利の中にはアメリカの女性にも認められていなかった権利の保障—憲法による男女平等の規定（憲法第14条）—もあったこと。第3に占領軍は決して一枚岩ではなく、婦人政策の推進に関しても内部に対立があったこと」¹¹である。

第1の点について言えば、ポツダム宣言受諾放送後の1945年8月25日には、戦後対策婦人委員会が結成され、婦人参政権や政治的結社の自由を政府に対して申し入れたこと。このうち、労働組合婦人部と新日本婦人同盟は45年中に結成され、参政権国会通過に向けた活動を開始した。戦前の女性と社会教育の背景を概観したとき、例えば青踏にみられる女性の「人間表明」、戦後に連なる婦人参政権獲得期成同盟の動向を見落とすことは出来ない。そこに連なる新婦人協会、婦人矯風会、労働組合、無産政党的婦人部、婦人文化団体、学校同窓会等の人々には、前出のGHQ女性スタッフとの連携した社会教育活動もみられる。

第2点については、憲法第14条について「1970年代の後半になっても、アメリカ人の多くは『日本の平等権利法修正案』とは、その用語と内容のいずれの点でもさして変わらない憲法修正案をめぐって、国をあげての論戦に追い込まれていたこと」。「第214条に至っては、第14条よりも、一層急進的である。というのは、男女の平等が公的な範囲だけでなく、家族という私的な領域でも保障されているからである」¹²という指摘に集約することができよう。

第3点に関しては、占領期間の継続にともなって表面化したGHQ内部のニューディーラー（進歩派）と実務派（保守派）の対立に加えて、GHQの民生局、CIE、経済科学局（ESS）や地方軍政部（MGS・MGT）、さらに顧問として来日した女性スタッフの立場の多様性がある。ここで、戦後社会教育の出発を確認したとき多くの女性の役割に注目する必要がある。

第1次合衆国対日教育使節団の中で第5章成人教育を担当したウッドワード（Emily B. Woodward）一報告書最終案には記述されなかったものの、「家制度」や「女性のための報告」が彼女によって検討¹³された。1946年3月に来日した使節団への報告の前で日本の女性教育（Women's Education）の歴史と問題点について報告を行ったのはドノヴァン（Eileen R. Donovan-CIE教育課、中等教育・女子教育担当）であった¹⁴。さらに、女子専門学校の大学昇格、ドノヴァンと大学婦人協会設立に貢献したホームズ（Lulu H. Homes-CIE女子教育顧問）、PTAの設立とIFELでグループワーク理論を指導し、戦後大学での社会教育主事養成にも関わったコロン（Rose M. Cologne）、IFELを統括したカーレイ（Verna A. Carley）、IFEL・YLTC（青少年指導者講習会）講師のサリヴァン（Dr. Salivan）、テューイ（Marguerite Towhy）等、が戦後社会教育形成に重要な役割を担った。

前出のウィードは、婦人情報担当のオフィサーという立場から出発し、他部局の女性スタッフや第1点で述べた日本女性と協力し、時にGHQ内部の対立を克服して独自の「女性の政策同盟」¹⁵を構築したことが知られている¹⁶。GSの調査分析担当として来日し、22歳で民法改正を目的とした憲法第14条、第24条原案を執筆したベアテ（Beate S. Gordon）の存在もある¹⁷。

占領期における文部省とは別の「婦人教育」の動向は、社会教育学会においても、上村、井上、伊藤等の先行研究¹⁸において詳細な検討が行われている。例えばウィードは、45年11月、加藤シズエ（戦前、麗日会、日本産児調節婦人連盟等を結成）との会見を始めに、同月、超党派的「婦人諮問委員会」（後の婦人民主クラブ）を組織している。並行して市川房枝（当時、新日本婦人同盟会長）とも接触を重ね、団体やメディアを活用した女性の3政権についての啓発と投票行動促進に尽力している。「日本の婦人の民主化は、銀のお皿にのせてマッカーサーから与えられたものではない。戦前からの婦人運動が、戦争中も低流にあって、戦後に実現したのだ」¹⁹という立場であり、女性を歴史を動かしてきたひとつの力と捉えたビアード（Mary R. Beard）の女性史観を反映した行動でもあった。ウィードはC

IEスタッフとして、「婦人を投票させるための情報プラン」（1946年2月）、「日本女性のために民主的団体の発達を奨励するための情報プラン」（同年6月）、「地方軍政部を通じた婦人団体調査と日本政府への勧告」（同年8月）を中心的に担い、戦前からの地域婦人団体の継続性の問題点を明らかにし、教育活動を推進＝女性とその権利を実質化するための社会教育活動とも捉えられよう。

後述するように、CIEのネルソンとウィードの対立が指摘されるが²⁰、両者とも旧来の団体運営方法と官府領導的な組織の改革に注目し、文部省作成の「婦人団体のつくり方育て方（案）」（1946年5月）を「団体の民主化とは」（同年8月）に書き換え、それが社会教育関係団体へのノーコントロール・ノーサポートの原則（48年7月「地方における社会教育団体の組織について」）＝「ネルソン通達」に反映されるなど、共通部分も大きい。相違点といえば、①ネルソンが施設（公民館）の充実と社会通信教育を重視したことに対し、ウィードはラジオ、ポスター、演説を始めとしたメディアを積極的に活用し、多くの女性と話し、地域で調査をおこなったこと、②母親学級を両親学級・社会学級に、母の会と学校後援会をPTAに統合して両性参加・協力を一貫して主張したネルソンに対し、ウィードは女性をひとつの社会集団と認定し、むしろ重視して差別や抑圧からの解放にむけて行動した点である。多くの合衆国の女性が、占領軍男性スタッフとは異なる女性という立場から日本女性と協力して活動した事実、また環境にあった事を確認しておく必要がある。

第3節 戦後「婦人教育」復活にみられる性別教育観の背景

占領初期、ひとたびは文部省の「婦人教育」が禁止され、両性協力が原則とされる一方で、GHQの女性スタッフと日本人女性を中心とした女性の教育のありかたが模索されたことは確かである。その中心に「女性の政策同盟」も存在した。しかし、占領末期の1951年には、女性の権利実質化にむけた支援と、旧来の女性対策との区分があいまいな形で「婦人教育」が復活した²¹。そこには、男女が共同して参画する社会を実現するという理念と同時に、性別教育の理解や性差による抑圧・差別問題をいかに理解するかという課題も存在した。背景に何が存在したのか、以下に課題を確認したい。

（1）占領下「婦人政策」推進の理解。

ビアテの改革、ウィード等と一部の日本女性による「女性の政策同盟」が急進的活動を行えた背景について、ファー（Susan J. Pharr）は以下4つを要因としてあげている²²。

①占領期において民主主義と女性解放運動が概念的に特別な対をなすものと考えられた。自分を完全な民主主義者と考える人の多くが、女性解放や女性の権利の改革について反対する＝一種の形容矛盾を持っている。しかし、一種の理想主義を抱いて行動するなかで、実利的立場からすると却下したかも知れない政策まで、数多く採用するような素地を創り出した。

②総司令部の指導的立場の人々が、彼らが決定した政策の結果に、責任を負う必要がなかった。占領軍当局のアメリカ人男性たちは、日本においては、体制の局外者であり、日本における両性間の勢力均衡を変更した。日本の男性と違い、男性特権の喪失に苦しむことがないことを知っていた。「売春取締」提案のような、アメリカ人の男性職員に直接影響を与える政策は、占領軍のトップ指導者の間では、ほとんど支持されなかった。

③占領という状況＝7年間にわたって、全面的とも言える権力を掌握していた総司令部は、日本の役人が猛烈に反対した改革ですら、押し通せるほどの権力を持っていた。その結果、日本の役人は、反対をする場合どこに全力を注ぐべきかという選択に迫られた。女性の権利に関する法案は、日本政府が非常に憂慮した他の法案とともに審議されたことで成立した。

④日米女性の政策同盟の活力と献身が、急進的実験の鍵となった。日米双方とも、それぞれの側の中において、常に政策上の立場が一致しているわけではなかった。日本側では女性指導者間の政治的イデオロギーの相違から、女性解放の目的に関して、合意を形成し相互に協力することが困難になってきた。米国側では、女性職員が外部の支持層や、女性の権利に関する問題に集中すると、GHQの上役・同僚から批判、非難等を受けるようになった。占領者と被占領者の同盟が続き得たのは、双方がこの同盟から得るところがあったからである。

以上、占領政策としての民主化の中、そのメルクマールである女性解放推進の要因として、占領下であるがゆえ実現した「理想」の構造とその限界が整理されている。同時に、その実質化のために、主にGHQの女性スタッフと日本の一部の女性リーダーが連携した活動の重要性を指摘しているのである。そのためには、成人女性のための教育内容と方法が必要となった。文部省が継続した「婦人教育」をCIE教育課が禁止した一方、文部省とは異なる女性の地位向上という立場で、時に男性を中心としたGHQ上層部との対立関係においてすすめられた女性たちの行動、という構図が見えてくる。日米女性有志による女性のための「婦人教育」がそこに出発した、ともいえる。結果として、一部の日本女性は、政策形成過程に意義のある参加をする機会を得て、多くはその後の社会的立場、機会の獲得につながった。GHQの女性職員は、日本女性の権利強化のために働くことで、それまで実質上多くの重要ポストが男性に独占されていたにもかかわらず、重要な役割を演じる機会を得た。少なくとも、占領軍内の大多数の職員が民主主義と女性の権利を結びつけて考えるようになったのである²³。

しかし、そこには大きな限界も存在した。なぜなら、軍事占領下における女性解放の推進であり、合衆国の男性が第三者的な立場において容認したものであったために、その定着と実質化の問題は別次元の課題となったからである。それは、今日に至る「女性問題と社会教育」理解の前提でもあると考える。

(2) 「女性の政策同盟」の「婦人教育」観の課題

確かに、ウィードたちの「政策同盟」は女性解放のための政治、労働、教育、福祉における法整備に貢献した。その点において、新しい女性解放のあり方を提示し、女性の公民権実質化という観点から、占領末期復活した文部省の「婦人教育」観に反映された。しかし、地方軍政レベルや当時の地域社会実態をどれだけ理解しえたか、また、GHQ内部とその政策変更の過程での限界は先行研究、および(1)で指摘した通りである。加えて、社会教育において性別に組織された女性団体を民主主義実現の存在として認定するとすれば、多元的な民主主義観の理解、女性問題をどう把握するか、解決のため如何なる学習が必要かが絶えず問われることになる。それは公的社会教育場面において「女性」を冠した施設・団体の存在理解にも関わると考える。

(3) 「ミッションボード」の影響—ダーギン・タイパーを中心に—

占領期社会教育における男女共学と性別教育を「現実的」に理解する際、示唆深いのは、同じCIE教育課に在籍した青少年団体・学生組織担当の、ダーギン(R.L.Durgin)、タイパー(D.M.Tyber)の行動である。両者には、YMCA主事の経験を持つという共通項がある。ダーギンは1919年のYMCA日本支部での活動以来、1942年の抑留者交換(浅間丸)で帰国、第2次世界大戦終了直後にはGHQの顧問として来日、そのままCIE教育課に継続勤務する。前章で考察したように来日直後からYMCA、YWCA等のキリスト教系青年団体、ボーイスカウト・ガールスカウト、青少年赤十字等の国際的団体の関係者を中心に連絡を取りあつて、活動再開にむけて準備を整えている。前章で述べたように、例えば女子補導団関係者とも1946年2月には、再結成にむけた書簡の交換がある²⁴。タイパーは、ダーギンが病気により一時帰国した後任として1947年8月に来日した。タイパーの文書(Reports of Conference)²⁵を概観すると、着任当初はCIE共通の立場=社会教育団体の地域網羅性に対して厳しい見解を示し、興味関心に応じたインタレスト・グループを提唱した。YMCA、YWCA、ガールスカウト、ボーイスカウト、青少年赤十字等に注目し、その組織充実を計っている。しかし、GHQの冷戦構造による政策転換とともに、地域網羅団体の根強さにも注目し、その存在は容認しながら、むしろ方法としてグループワークの導入により、組織を変えていこうという姿勢が目立つ。それはちょうど、1948年の夏以降、YLTC、IFELの実施が始まる前後からの事である²⁶。

ダーギン、タイパーにおいて明らかなのは、第1にミッション系、国際的な青少年団体・学生活動への支援の重視にある。戦前からのYMCA主事経験を生かし、GHQ内部・地方軍政部および日本人のつながりを活用し上記の団体経験をした多くの人々と連携していることである。地域網羅団体への批判、これにかわる雛型として合衆国に存在し、戦前日本においても活動していた民間団体(性別団体を含む)を念頭においたことである。前出のホームズやドノヴァンが男女共学と同時に私立女子専門学校を大学昇格させ、あるいは大学婦人協会にかかわる際、ミッション系の大学、合衆国と歴史的関係のある大学が中心となったことと結びつく。

第2に、方法としてのグループワークの導入がある。戦後の教育方法について理解する際、また社会教育にとってもひとつの画期となった青少年指導者講習会（Y L T C、I F E L）の合衆国講師として、テューイとサリバン（合衆国ガールスカウト連盟理事）が重要な役割を果たした。そこで指導された方法の中心はグループワークである。グループワークは本来、ボーイスカウト・ガールガイドのパトロールシステムから出発し、さらにアメリカで発達した経験主義にもとづく理論であり、当時の欧米、とくに合衆国の教育観と家庭観、さらに性別教育観が反映された存在がガールスカウトであった。ガールスカウトは女子青年と少女の活動であるが、GHQ、およびC I Eにとって占領後期の「婦人教育」と性別教育理解のモデルとも考えられるのである。

第4節 占領期にみるガールスカウトの女子教育観

（1）GHQ、C I Eの女子青年団体観

戦前の地域青年団、女子青年団は戦後、GHQの指導もあり原則として男女共同の「新生」青年団に改めるべく指導が行われた。また、青年団以外の青少年活動においても男女共同の活動が奨励されていた。1947年12月、C I Eから各地方軍政部向けに作成された「女性問題プログラム」には、チェックリストのなかに「Youth Organizations（この場合、青年団の訳として用いられている・筆者）において男女共学活動を促進しているか」との項目、また「強調することと促進すること」の5項目の中にも「少年・少女が参加する青少年・学生活動」との記述がみられる²⁷。しかし、社会教育、青年教育における「男女共同」が進められる中で、C I Eがモデルとした青年団体は男女両性参加の青少年赤十字、4Hクラブに加えて、ガールスカウト、ボーイスカウト、YWCA、YMCAという男女別の団体が含まれている。

C I Eはなぜ、性別団体であるガールスカウト等を推奨したのか—その問題を考えるため、先にも述べたが、C I E教育課成人教育担当官ネルソンとC I E情報課婦人情報担当官ウィードの女性教育観について改めて確認しておきたい。上村千賀子は、男女共学を主張するネルソンと、女性を対象にした教育を重視し民主的婦人団体育成をすすめるウィードの間に意見の食い違いがあり、C I Eの婦人教育政策は二系統に分かれていた点を指摘している²⁸。

ネルソンはC I E担当官への着任後、日本政府によるそれまでの婦人教育政策を批判的に検討し、当時行なわれていた母親学級のあり方を問題にして、母親学級では男女の厳格な社会差別を助長しかねないこと、それゆえに、男女双方のための学級「社会学級」に変更すること、また補助金は団体でなく学校に出すことといった修正をおこなっている。また、成人教育政策全般においても、ネルソンは男女共同参加を社会教育活動の重要な理念としており、文部省は一時、婦人教育を削除した。ネルソンが危惧したのは母親学級では母の会が「学校長に支配され、婦人の低い地位を固定化する傾向がある」²⁹ことであった。

これに対し、ウィードは従来の日本女性の状況をふまえ、女性が選挙権を含めた公民権

を実質化するための教育機会を重視し、GHQや地方軍政部、日本の女性と協力して活動を行っている。ネルソンの仕事は男女共学によって教育内容の均等化を目指し、ウィードのそれは女性の教育によって「結果の平等」を目指したものであったといえる。

この点について、伊藤めぐみは、ネルソンの母親学級の修正は、母の会の会員が母親学級の参加者であり、母親学級のための政府補助金が団体（母の会）に対して使われるということになることへの警戒、文部省の婦人統制や女性を低い地位に固定化する教育内容を容認する政策への批判からおこなわれたものであった、と指摘する³⁰。また「男女の共同参加」は女性の教育機会拡大、婦人の地位向上を目指した措置であった。ネルソンは終始女性団体に直接的には関わらなかったが、自主的な婦人団体活動そのものは重視し、両者の考えは一致している部分もあり、その上で各々の分野で仕事を進めていった。ふたつは女性の地位向上と諸権利の実質化という点において一致し、むしろ補完関係にあったという捉えかたも出来るのである。

GHQおよびCIEの女子青年団体に対する対応を、この女性教育政策に関する見解を参考にして考えた場合、地域青年団は、女子を低い地位に固定化する教育を排除するために男女共学化政策がとられた学校教育や社会学級の役割を果たす存在と捉えられている。従来の青年団は地域網羅的なものであったこと、女子青年団は男性指導による女子の統制という性格が強かった点を危惧して男女共同への移行が指導された、と考えられるのである。他方、ガールスカウト、YWCAは女子・女性のみ活動・運営により男性の指導を排除し、自主性を養い地位向上の契機とする民主的女性団体の役割として把握できる。CIEがガールスカウトと同様に推奨した青少年赤十字、4Hクラブは男女共同団体であったが、青少年赤十字は学校のクラス単位、4Hクラブは青年団とその対象をほぼ同じくする団体であり、前者の類型に当てはまる。ネルソンとウィードの対比を先に述べたが、男女がともに機会を得て活動していく団体と、女子・男子がともに活動する団体はともに準備されたことになる。以上の合衆国での状況から考えると、ネルソンによる男女の機会均等化とウィードと女性の権利の実質化は、その母国である合衆国でも困難であった「理想」が投影されたものであったとも言える。

（2）占領政策の転換とCIEの青年教育への対応

その際、注目すべきは、同時期におけるアメリカの青少年団体の状況である。前章において1950年前後のアメリカ合衆国の青年団体を紹介したが、そこでは、性別団体が男女共同の団体よりも、数においても成員においても多数を占めていた事情を考慮する必要がある。アメリカの主要14青少年団体の統計中、男女別団体は8団体である。ちなみに「将来のアメリカ農民 (Future Farmers of America)」は男子団体であり、女子団体としては「アメリカ将来の主婦 (Future Home maker of America)」があった³¹。また、男女共同団体にあっても実際の活動では性別ごとにおこなうことも多く、4Hクラブでは男子は農業技術、女子は家事経済を習得することを目的の一つとしていた。合衆国では南北戦争後に共学の大学が増加、19世紀末にはハイスクールの男女共学が一般的になるなど学校

教育では共学化がすすめられていたが性別格差は根強く、男女に固有の性質、関心事があるという考え方が多数を占めていた。青少年団体が男女別であることは自明なことであり、むしろ、日本において「我が国の青年団が一举に全国的に男女両青年団を合体したことを話したら、アメリカ人はその勇猛果敢に驚いていた」という指摘も存在した³²。GHQに内部において保守派、改革派の相違、部局による立場、男性・女性スタッフの多様な見解があったことは先に述べた。CIEにおいて、青年教育の性別教育観に関しても少年少女の嗜好や彼等の将来にとって有益な訓練は性により異なるという考え方は存在していた。青年教育についての問題は反軍国主義、反超国家主義において統一性を保っていたが、その後、占領政策の転換の中で顕在化する。

1947（昭和22）年1月31日の2・1ストに対するマッカーサーの中止命令は、第二次世界大戦後の東西冷戦の深刻化を背景とした占領政策の転換「逆コース」の端緒といわれている。青年教育に注目すると、戦後初期において軍国主義・超国家主義の温床として批判、否定されていた地域青年団への働きかけ、さらにその組織化が進められていくことになった。戦前から地域青年団の事務局を担い、戦後の全国組織化に向かってCIEおよび文部省と調整を行った日本青年館所蔵の資料を見るかぎり、1947年前半まで、CIEの地域青年団に関する積極的指導はみられず、むしろ警戒感があるが1947年秋以降、組織化にむけた支援が行なわれていくことがわかる。占領政策が「反共」という目的に向けて変化するにつれて転換し、地域青年団の組織化に反対していたCIEも、48年中頃から「防波堤」としての観点からその全国組織化を検討するようになった点は前章で述べた通りである³³。

CIEの青年教育担当者が地域青年団関係の集会に参加する経過について具体的に確認すると、ダーギンは1946年6月に東京都青年団体育成懇談会に初めて出席している。これ以降全国各地で行われた青年思想問題研究会、各種講習会等の講師、助言者を努め、この姿勢は後任者であるタイパーにも引き継がれていった。しかし、地域青年団組織化にむけた会議の開催は1947年10月からの全国6ブロックごとの青年団会議以降となり、翌1948年2月から全国組織としての規約をもち発足した第一回日本青年団体連絡協議会等の開催―地域青年団の全国組織化へ歩みを容認し支援していくことになった。その際でも、ダーギン・タイパーは内容面より、「青年集会法」「討議法」「会議の持ち方」などアメリカ的な教育と団体運営方法の普及にこだわった指導に力点を置かれた³⁴。後に、CIEのニュージェント（Donald R. Nugent）が、「青年団は団員の多さにもかかわらず無視されており、数の少ないBS、YWCAなどが多く紹介されている。しかし共産主義を防ぐのは青年団からであり、オフィサーの努力の90%は青年団に対してむけられるべきである」³⁵と後に明言しているが、このことは1947年秋以降に準備されていることがわかる。

GHQ全体およびCIEの社会教育、青年教育に関する政策変更の中で指摘されるのがネルソン通達（「地方における社会教育団体の組織について」1948年・7月）と1948年10月から開始された青少年指導者講習会（YLTC）と教育指導者講習会（IFE

L) の役割である。前者のネルソン通達によって青年団その他の団体への行政による補助金を禁止され、財政的自立と自立性を促すことになった。また、『『民主的』社会教育団体の早期育成がひとつの緊急課題』となり、社会教育団体の運営・教育方法を講習する場としてY L T C、I F E Lが位置づけられ、全国で開催されていった。そこに講師、参加者としてガールスカウト合衆国連盟の理事、指導者、また日本のガールスカウト指導者が多く参加していたことは、占領政策転換の中で、アメリカ的団体のモデルとしてあらためてガールスカウトの内容と方法が重視されたことを意味する。また、ガールスカウト、ボーイスカウトは多くのGHQ、C I Eおよび地方軍政部のスタッフに理解され、経験者が多いゆえ協力を得やすい団体でもあった。その上で、ボーイスカウトと共通するそのグループワーク理論と組織経営のあり方を地域青年団に普及していく意味もあった、といえよう。

(3) 占領期ガールスカウトにみられる女子教育観

GHQの中でガールスカウトの中央組織準備員会メンバーと接触をしていたのはC I E青年教育担当官ダーギンとタイパー、同じくC I Eのウィードや女子教育顧問ルル・ホームズ)、中等教育・成人教育担当アイリーン・ドノヴァン等である。ガールスカウトにはダーギン、タイパーが最も深く関わっているが、ウィードや女子教育顧問ホスピ(H. M. Hosp)、第8軍女性問題担当官ハザウェイ(Emily Hathaway)との接触もあった。

また、各地域のなかでのガールスカウトの普及過程では、地方軍政部女性問題担当官がその援助をおこなうことが多かった。タイパーは1948年1月の文書でYWCAに対して、「間違いなくあなたがたの女性オフィサーはすでに地域ユニットと接触している」³⁶と述べており、女性問題担当官がYWCA、ガールスカウトを重視していたことがわかる。一方ガールスカウトの『半世紀の歩み』や『会報』にも各県内の団発足に地方軍政部の女性スタッフが関わっていたとの記述が多くみられる。女性問題担当官は婦人団体や青年団女子リーダー等にガールスカウトを紹介し、県と呼応して講習会を開催した³⁷。日本人女性が団体を組織するにあたって、女性スタッフの言動、存在そのものは多大な影響を与えたはずである。その意味では、アメリカ人女性を中心とした軍政部スタッフの女子教育観を反映した組織として団が結成された。

以下では、戦後初期ガールスカウトの女子教育観について検討したい。

ガールスカウトの活動は、ゲーム・劇・奉仕活動・水泳・キャンプなど各団によって多少の相違点があった。ガールスカウトにはスカウト(少女)が各自特定のテーマの課題に対して獲得していく「技能章」(現在は「バッジ」というシステムがある。スカウトたちは制服にこの「技能章」を多数つけるために課題に積極的に取り組む傾向もあり、その点は効果的に配慮され、目的とする価値がはっきりあらわれている。補導団時代から既に日本でも取りいれられており、「和式調理章」、「家事章」、「体育章」、「救護章」、「通訳章」など24があった³⁸。戦前と1948年当時の「技能章」の内容は大きく変わらないが、異なるのは、①家事関係の章がいくつか統合されていること、②1948年の『私の社会』

章]、「弁論章」といった社会生活に関するものが加わっていること³⁹、の2点である。戦前の補導団から継続して家事関係の技能は存在しているが、社会活動、弁論といった市民としての社会活動と個人の意見と重視されていること、がわかる。さらに1950年発行の『ガールスカウトハンドブック 続篇』では、ガールスカウト活動の目的について以下の様に述べられている⁴⁰。

今や女子はよい家庭を作るだけでなく、家庭以外の一般社会の人々にも関心を持ち、活発で公共精神に富んだ公民になるよう望みをかけられています。今まで女子には殆ど開放されたことのない教育、実業、科学、政治など新しい分野に参加出来るよう次第に多くの機会が開けました。そこで日本の少女達が、与えられた責任を充分果たし得る善良な公民をなるよう訓練をすることが一層大切なこととなりました。

ここには戦後の選挙権、学校教育の共学化を反映して、家庭を守るだけでなく「公民」としての役割を果たし、様々な分野に参入する可能性を持つ女性像が表わされている。女性に「教育、実業、科学、政治など新しい分野に参加出来るよう次第に多くの機会が開かれた」という認識と、そうした社会に対応した訓練を行っていかこうとする意識は、下記の戦前の補導団要覧と明らかに異なる点である⁴¹。

女子補導団の目的は、学者、音楽家、美術家、或は体育家等の如き、特殊の専門家を作るのではなく、最も普通な家庭的に完全な婦人、然も各境遇に応じて充分其責務を全うし得るだけの『準備ある婦人』を作る事である。

しかし、この戦後のハンドブックにおいても、主婦像は前提として重視され、「大部分のスカウトたちは他日、家庭に入って子どもを育てることになるでしょう。ですからスカウト生活をしている間に、将来よい母親となるよう『備えよ常に』です」⁴²と記述されている。一方、男性との関係に関しては次の通りである⁴³。

婦人は相手の話によく耳を傾けると同時に、又自分自身の意見をもち、それを怖じけず述べる事が出来るならば、男子は誰れでもその婦人に興味を引かれます。若し婦人が間違っていると思うことに(それが相手の男子の言つた事であったとしても)きっぱり『イエ、違います。』と云いきることが出来るならば、その為に、男子は反ってその婦人を尊敬するようになります。尊敬と云うことがなければ、真実の愛情というものはありません。—中略— 生涯の友として羊を奥さんにしたい男子は一人もいないでしょう。

ここには、男性と対等な関係でお互いの尊敬のもとに家庭を築く賢明な女性像が表わされている。また、ガールスカウトの「おきて」にある「ガールスカウトは思いにも、ことばにも、行いにも純潔であります」に対応して次の説明がある⁴⁴。

少女は将来健全な子供を産む母体となる使命を持っています。白痴や不具(ママ)の子どもを産まないためには、是非とも男子との交際に純潔を保ち、正しい結婚をしなければなりません。

以上からは、戦後初期のガールスカウトの育成する女性像として、参政権を初め政治的

権利を持ち、「対等」な夫婦関係のもとで築く家庭を生活の中心としながら、社会との接触の場をもって「公民」としての義務を果たす主婦像が明らかになる。

上村千賀子はC I Eのホームズやホスピの取り組みを例にあげ、占領期における女子高等教育制度改革の特質の一つとして、「新しい良妻賢母」理念が提示されていること、すなわち「戦前の家庭を女性の生活の場とした良妻賢母主義から、家庭を足場として社会活動や職業生活をおこなう型」への移行が目指されたことを指摘している⁴⁵。戦後初期のガールスカウトにおいて志向されたものを説明するとき、この表現は妥当である。

戦後初期のガールスカウトの女性像は、GHQと当時の日本政府によって推進された民主化という目的を受け止めるものであった。一方で、期待されるのは、維持すべき家庭と賢明な女性像であり、その点は戦前から連続している。なお地域青年団の女性像においては、より性別役割分業観が強固であった。1949年に発行された『青年団ハンドブック』には、「青年団における女子の問題」の項で次のように説明されている。

民主主義というものはいたずらに男女の同権をとるものではなく、男女はそれぞれの特質をもつ異なったものであり、人格において同一のものであることをよく認識し、常に相手に対する尊敬を保ち、仕事の分担の領域をあきらかにしつゝ、お互のよき理解と礼儀によって賢明な融和が生まれることが望ましいのであります⁴⁶。

と述べられている。これは地域青年団組織化のために示された女性観であるが、占領期に発行されたものであり、また、C I Eで青年教育担当官したダーギンが監修していることから、GHQ-C I Eの女子教育観を反映している。青年団に共通して、それがガールスカウトの性格でもあった。

小結

本章では、女子青年教育団体であるガールスカウトが占領期においてC I Eによって奨励された意味、またそこで示された女子教育観について検討した。

戦後教育改革において、男女共学の6・3制が発足し、社会教育においてもその活動は基本的に男女共同参加となった。文部省は社会教育として母親学級、婦人学級等の「婦人教育」継続を検討したが、C I Eの担当者は戦前の体制を継続し、男女の共同参加にも反するものとして禁止した。「婦人教育」政策に関してはGHQ内部でも多様な立場、見解が存在し、戦前的な特性教育という観点から女性の教育機会を禁止する立場とは別に、これまで教育をはじめとした社会的権利を剥奪されてきた女性に対し、その権利を実質化するための教育機会をおく立場があり、この点についてはGHQ、地方軍政部の女性スタッフと日本人女性の間に「政策同盟」が結成され、連携した活動がはじめられた。

GHQおよびC I Eは、地域青年団について、戦前において軍国主義、超国家主義の温床となり、女性を低い地位に固定化する組織として徹底的な改革と男女共同への移行が指導された。一方で、ガールスカウト、YWCAは女子・女性のみ活動・運営により男性の指導を排除し、自主性を養い地位向上の契機とするための民主的女性団体の役割が期

待されたのである。しかし、東西冷戦の深刻化を背景とした占領政策の転換「逆コース」はGHQとCIEの青年教育への対応を一変させる。日本の地域青年層の多くが所属する地域青年団の存在が無視し得ないものとなり、「反共防波堤」という観点から、その性格を改変しながらその組織化が進められていくことになった。そこで、行政による団体への統制を排除し、一方で団体の自主化を促すために行なわれたのが、ネルソン通達によるノーサポート・ノーコントロールの原則による補助金禁止措置であり、グループワーク指導を中心としたYLT C、IFELの講習会の実施であった。この講習会の中核には、ガールスカウト合衆国連盟と日本人ガールスカウト関係者が重要な位置をしめた。ガールスカウトという女子青年教育への期待と同時に、ガールスカウト等がもつアメリカ式のグループワーク理念をひろく地域青年団関係者に普及する意味があった。また、ガールスカウト、ボーイスカウトは日本でGHQスタッフの経験者も多く、その内外で指示と協力が得られやすい運動でもあった。戦後日本のガールスカウトの女子教育観は、家事裁縫のみでなく参政権行使をはじめとした公民としての資質を視野におき、封建的な家と家族関係を否定するものである。同時に、その中心には純潔教育が強調され、家庭イメージを生活の中心とし、公民としての義務を果たす主婦像があった。

註：

1 『婦人倶楽部』第24巻、12号（丸岡秀子『現代日本婦人問題資料集成』第8巻、ドメス出版、1976年）。

2 3、西村由美子「戦後婦人教育の成立」室俊司『婦人問題と教育』東洋館出版・1982年、150ページ。

3 竹前栄治『占領戦後史—対日管理政策の全容—』双柿舎・『GHQ』岩波新書・1983年、鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房・1983年等。

4 スーザン・J・ファー（坂本喜久子訳）「女性の権利をめぐる政治」坂本義和他編『日本占領の研究』東京大学出版会・1987年、460ページ。

5 メリー・R・ビアード（加藤シズエ訳）『日本女性史』河出書房・1953年、354ページ。

6 西清子『占領下の日本婦人政策』ドメス出版・1985年。前掲「女性の権利をめぐる政治」『日本占領の研究』482ページ。

7 山崎紫生「婦人政策の推進にかかわった占領軍の女性と日本女性の役割」（その1）『月刊婦人展望』1986年7月・12ページ。なお、同論文は、85年12月7日の「占領史研究会公開シンポジウム」の研究報告にもとづいたものである（占領史研究会『占領史研究会ニュース』1986年2月、No.66）。

8 前掲「女性の権利をめぐる政治」『日本占領の研究』483ページ。

9 伊藤めぐみ「CIE教育教育課の婦人教育政策」小川利夫・新海英行編『GHQの社会教育政策』大空社、1990年・216～217頁。

10 この間の経緯については、千野陽一編『現代日本女性の主体形成』第1巻、ドメス出版、1996に資料として1部所収されている。

11 前掲「婦人政策の推進にかかわった占領軍の女性と日本女性の役割」（その1）12ページ。なお、占領初期、鈴木安蔵等の憲法研究会が植木枝盛の『日本国憲案』をもとに憲法草案をGHQに提出し、自由と人格価値の関係において女性の権利が強調され、民政局（GS）に注目されたことも確認しておきたい。

-
- 12 前掲「女性の権利をめぐる政治」『日本占領の研究』464～465 ページ。
- 13 井上恵美子「アメリカ対日教育施設団報告書と占領軍社会教育政策の形成」前掲『GHQの社会教育政策』60 ページ。(ドノヴァンは男女共学の導入、女子高等教育、家庭科教育の他、成人女性の教育にも関わった。彼女はウィードと協議しながら女性の教育制度・プログラムについて、また、ネルソンが来日するまで成人教育の必要性について協議した)。
- 14 同前、69 ページ。
- 15 前掲「女性の権利をめぐる政治」『日本占領の研究』を参照されたい。
- 16 前掲「婦人政策の推進にかかわった占領軍の女性と日本女性の役割」(その1) 12～13 ページ、および(その2)『月刊婦人展望』1986年8月。
- 17 ベアテ・シロタ・ゴードン(平岡磨紀子訳)『1945年のクリスマス』柏書房・1995年。
- 18 前掲の山崎紫生、伊藤めぐみ、井上恵美子論文の他、上村千賀子「終戦直後における婦人教育」『婦人教育情報』14号・1986年、「昭和20年代の婦人教育」『婦人教育情報』18号・1988年、「占領期における婦人教育政策」『日本社会教育学会紀要』28号、「占領政策下における地方軍政部の活動」『婦人教育情報』24号、1993年等がある。
- 19 縫田睦子「占領初期の婦人対策に3画した栳島敏子さん」『月刊婦人展望』1986年9月・12ページ。
- 20 前掲「昭和20年代の婦人教育」26頁、伊藤論文「CIE教育教育課の婦人教育政策」でも指摘されている。
- 21 前掲「戦後婦人教育の成立」を参照されたい。
- 22 前掲「女性の権利をめぐる政治」『日本占領の研究』494～499 ページ。
- 23 同前、498 ページ。
- 24 坂井博美・矢口徹也「女子補導団(会)・ガールガイド・ガールスカウトの研究」1999年度日本社会教育学会自由研究大会発表レジュメ・資料添付、および坂井博美・矢口徹也「女子青少年の研究—ガールガイド・ガールスカウトを中心に—」『早稲田教育評論』第17巻1号2003年3月。
- 25 拙著「占領期社会教育の研究—タイパー研究」『日本社会教育学会第37回研究大会課題研究発表集録』1991年。
- 26 拙著「戦後青年団の全国組織化過程」『早稲田大学文学研究科紀要』別冊第17集・1991年3月。
- 27 WOMEN'S AFFAIRS PROGRAM, 1 December 1947, GHQ/SCAP RECORDS, Box No.3081, Sheet No.CAS(A)-09530。
- 28 上村千賀子「昭和20年代の婦人教育—占領前記における占領政策と婦人団体」(国立婦人教育会館『婦人教育情報』No. 18 1988年9月)、上村千賀子「占領政策下における地方軍政部の活動—婦人教育活動を中心として」(国立婦人教育会館『婦人教育情報』No. 26. 1992年9月)を参照されたい。
- 29 伊藤めぐみ「C I & E教育課の婦人教育政策」(小川利夫・新海英行『日本占領と社会教育II GHQの社会教育政策—成立と展開』大空社、1990年)、217 ページ。
- 30 同前、215 - 223 ページ。
- 31 前掲『青少年教育』。
- 32 前掲『青少年教育』157 ページ。
- 33 CIEの青年団組織化に関する対応については、拙著「戦後青年団の全国組織化過程 - 日本青年館の解散団体問題と占領軍の対応を中心に」『文学研究科紀要』早稲田大学大学院別冊第17集・1990年、を参照されたい。
- 34 前掲「戦後青年団の全国組織化過程 - 日本青年館の解散団体問題と占領軍の対応を中心に」『文学研究科紀要』早稲田大学大学院別冊第17集・1990年、を参照されたい。
- 35 To:chief, Education Division, From: Chief CIE, Subject: chapter XV, Date:12 Aug.

1950, Trainor Collection, Lool No.58 (以下 Trainor Collection は、国立国会図書館蔵のものを使用した。)

36 Donald M. Typer ,Present Status of Youth in Japan ,Jan 5 1948, Trainor Collection, Box No.67, Lool No.58。

37 前掲『半世紀の歩み』を参照。

38 前掲『日本女子補導団便覧』。

39 ガールスカウト日本連盟中央準備委員会『ガールスカウトハンドブック』1948年。

40 ガールスカウト日本連盟『ガールスカウトハンドブック 続篇』1950年。

41 前掲『日本女子補導団便覧』3～4ページ。

42 前掲『ガールスカウトハンドブック 続篇』35ページ。

43 同前、35ページ。

44 同前、34ページ。

45 上村千賀子「占領期日本における女子高等教育制度の改革とアメリカの女子教育者たち」(『アメリカ研究』29、1995年)。

46 青年団ハンドブック委員会『青年団ハンドブック』財団法人日本青年館、1949年、56ページ。